

代理人によるマイナンバーカードの受け取りについて

マイナンバーカードの申請者ご本人が、病気、身体の障害等やむを得ない理由により来庁が困難であると認められるときは、代理人(法定代理人又は任意代理人)の方がカードを受け取ることができます。

なお、やむを得ない理由に該当する場合は次のとおりです。

- 病気、身体の障害により来庁が困難であると認められるとき
- 長期出張者、長期に航行する船員など仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして交付申請者の来庁が困難であると認められるとき
- 交付申請者が未就学児であり来庁が困難であるとき

注意:仕事や学業が忙しく本人が来庁できないという理由は、やむを得ない理由には該当しません。

【代理人による受取りの際に持参していただく書類】

1	交付通知書(ハガキ)※必須 (本人が記入し、暗証番号欄に目隠しシールが貼られたもの)
2	通知カード
3	住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
4	本人の本人確認書類 ※必須 「本人確認書類」A・Bの中から ・Aを2点 ・AとBから1点ずつ ・Bから写真付きの書類が1点、その他にBが2点 ・Bから2点と、個人番号カード顔写真証明書
5	代理人の本人確認書類 ※必須 「本人確認書類」A・Bの中から ・Aを2点 ・AとBを1点ずつ
6	代理権の確認書類 ※必須 委任状等(交付通知書(はがき)の委任欄に申請者本人が記入したもの)
7	本人が来庁することが困難であることを証する書類 ※必須 (例)診断書、病院の領収書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等(有効期間内の要介護度が記載されたもの)、施設入所を証明する書類、長期出張の事実を証明する勤務先の書類など

本人確認書類(有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限る)

<p>A</p>	<p>住民基本台帳カード(顔写真あり) マイナンバーカード(更新の場合) 運転免許証 運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの) パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p>
<p>B</p> <p>「氏名・住所」が記載されたもの 「氏名・生年月日」又は</p>	<p>健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、医療受給資格者証、 生活保護受給者証、年金手帳、各種年金証書、 預金通帳又はキャッシュカード、社員証、官公署がその職員に対して発行した 身分証明書、学生証、母子健康手帳、 学校名が記載された在学証明書など各種書類、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、 Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類など</p> <p>海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、 運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資 格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能 証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検 定合格証など</p>